遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン

平成 16 年 9 月 14 日 岩 手 県

策定の趣旨

遺伝子組換え技術などのバイオテクノロジーは、農林水産業、食品工業等の産業振興を図る上で極めて有用であり、安定した食料生産、環境調和型産業の創出などにつながる重要な技術として研究開発が進められてきているが、遺伝子組換え食品に対しては、全国の消費者を対象とした意識調査において、食品として不安との回答割合が高いなど、多くの消費者が不安を感じている状況にある。

遺伝子組換え作物の栽培等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、「カルタヘナ法」という。)により取扱いが規制されているが、その対象は野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響等であり、花粉飛散による周辺栽培作物への交雑等の影響については考慮されていない。

一方、農林水産省では、自らが所管する試験研究機関が実施する栽培実験を対象に、「第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(以下、「実験指針」という。)を定め、周辺栽培作物との交雑等を防止する措置を講じている。

こうしたことを踏まえ、県としては、遺伝子組換え食用作物の栽培による一般の食用作物との交雑等を防止するため、「遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン」を策定し、もって、本県産食品に対する消費者の安心の確保等に資するものとする。

ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、カルタヘナ法により第 1 種使用規程(開放系使用)の承認を受けた遺伝子組換え食用作物(食用作物以外の遺伝子組換え作物であって、一般の食用作物と交雑する可能性のあるものを含む。以下、同じ。)の県内における次の栽培に適用する。

- (1) 一般ほ場における栽培
- (2) 試験研究機関の実験ほ場における栽培(実験指針に基づいて厳格にリスク管理される栽培は除く。)

県の方針

1 栽培動向調査及び情報提供

- (1) 県は、毎年度、市町村、農業団体等の協力を得て、遺伝子組換え食用作物の栽培計画や栽培状況を調査し、その結果について県民に情報提供する。
- (2) 県は、遺伝子組換え食用作物をほ場において栽培しようとする者がいる場合は、栽培に関する情報提供を行うよう求める。

2 一般ほ場における栽培の取扱い

- (1) 県は、遺伝子組換え食用作物の一般ほ場における栽培を行おうとする者に対して、関係市町村及び農業団体とともに、その栽培の中止を要請する。
- (2) (1)の要請に応じない場合、県は、栽培を行おうとする者に対して、近隣にほ場を 有する農家等に栽培計画を説明し理解を得ること及び実験指針に準じた隔離距離の確 保など周辺栽培作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を徹底することを要請する。
- (3) 県は、遺伝子組換え食用作物の一般ほ場における栽培が判明した場合は、関係市町村及び農業団体等の協力を得て、栽培の実態を調査するとともに、栽培者に対して上記(1)又は(2)に準じた対応を要請する。
- (4) (2)又は(3)の県の要請に応じないで一般ほ場における栽培を開始又は継続した場合は、近隣にほ場を有する農家等に栽培の実態についての情報を公表する。

3 試験研究機関の実験ほ場における栽培の取扱い

県は、県内の試験研究機関が実験ほ場で遺伝子組換え食用作物を栽培する場合は、実験指針に基づいて行うよう要請する。

4 遺伝子組換え技術等に関する情報提供

県は、遺伝子組換え技術等について、消費者や生産者、行政機関等に対して積極的な 情報提供に努める。

5 ガイドラインの定期的検証

県は、社会情勢の変化や本ガイドラインの運用結果等を踏まえて、概ね3年毎にガイドラインの内容を検証し、必要に応じてその見直しを行う。